

○財務省告示第三百号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十一年八月三日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九
一
十
五
条
第
一
項、
第
百
三
十
六
条
第
一
項
及
び
第
百
三
十
七
条
第
一
項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二					口		十 一	十 一
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競 I	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 行 日

平 成 二 十 一 年 八 月 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う。 そ の 翌 営 業 日 に	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 一 年 十 一 月 二 日			十 六 銭 一 厘 六 毛	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	募 価 格	十 六 銭 一 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 一 年 八 月 三 日	す る。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金
--	---	------------------	--	---	--	--	---	--	--	---------------------------------	---	-------------	--	---	--	--	--